

第12回

村上市歴史的風致維持向上協議会

議案書

日時：令和8年3月4日（水）午後1時30分～

会場：村上市教育情報センター会議室A・B

（村上市田端町4番25号）

村上市

目 次

村上市歴史的風致維持向上協議会委員名簿	…2
報 告	
報告(1) 歴史まちづくりに関する取り組み状況について	…3
報告(2) 村上市歴史的風致維持向上計画の最終評価シートについて	…4
議 事	
議事(1) 歴史的風致維持向上計画（第2期）の申請について	…5
村上市歴史的風致維持向上協議会への諮問について（諮問書）	…8
議事(2)令和8年度の歴史まちづくりに関する取り組みについて	…10
(参考)	
村上市歴史的風致維持向上協議会条例	

村上市歴史的風致維持向上協議会委員名簿

令和7年11月26日現在

学識経験を有する者（1号委員）

学校法人國學院大學新学部設置準備室・室長 （国立大学法人東京大学・名誉教授）	西 村 幸 夫	会長
国立大学法人新潟大学工学部建設学科・教授 （村上市景観審議会・会長）	岡 崎 篤 行	副会長
村上市文化財保護審議会・会長	武 者 秀 雄	
新潟県建築士会岩船支部・会員	大 竹 憲 一	

関係団体を代表する者（2号委員）

村上商工会議所・副会頭	加 藤 善 典	新任
村上市観光協会・前監事 （歴史的風致形成建造物所有者）	益 田 茂 彦	
村上・岩船景観会議・座長	川 上 伊 登 志	
村上町屋再生プロジェクト・代表 （歴史的風致形成建造物所有者）	吉 川 真 嗣	
村上地域まちづくり協議会地域活性化部会・部会長	近 藤 正 敏	
岩船まちづくり協議会文化事業部・委員	船 山 三 喜 雄	
活気あふれる街瀬波まちづくり推進協議会・委員	石 井 秀 逸	
あらかわ地区まちづくり協議会・理事長	江 端 栄 作	
塩谷活性化協議会	野 澤 大 六	
塩野町地域まちづくり協議会・会長	本 間 み づ え	
山北地区まちづくり協議会・委員	板 垣 真	

関係行政機関の職員（3号委員）

新潟県村上地域振興局地域整備部・副部長	松 本 剛 英	
新潟県村上地域振興局農林振興部・副部長	嵩 岡 克 明	
新潟県村上地域振興局・地域振興監	福 間 和 治	
新潟県教育庁文化課文化資源活用推進係・副参事	三 ッ 井 朋 子	
村上市教育委員会生涯学習課・課長 （歴史的風致形成建造物管理者）	平 山 祐 子	

オブザーバー

国土交通省北陸地方整備局建政部・都市調整官	浅 川 一 之	
-----------------------	---------	--

歴史まちづくりに関する取り組み状況について

令和7年度の歴史まちづくりに関する取り組みは、下記のとおりです。

記

1 歴史まちづくりに関する取り組み状況

別紙) 令和7年度「歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業」の実施状況一覧【資料1-1】及び報告(1)歴史まちづくりに関する取り組み状況について【資料1-2】のとおり

村上市歴史的風致維持向上計画の最終評価シートについて

村上市歴史的風致維持向上計画の最終評価シートについては、下記のとおりです。

記

1 村上市歴史的風致維持向上計画 最終評価シート

別紙) 村上市歴史的風致維持向上計画最終評価シート【資料2】のとおり

村上市歴史的風致維持向上計画（第2期）の認定申請について

村上市歴史的風致維持向上計画（第2期）の概要については、下記のとおりです。

記

序章

【第1節】計画策定の背景と目的

- ・ 1期計画での取組を記載

【第2節】計画の期間

- ・ 2期計画策定に合わせ令和8年度から17年度の10年間を計画期間と定める

【第3節】計画策定の体制と経過

- ・ 2期計画策定の経過を記載

第1章 村上市の歴史的風致形成の背景

【第1節】自然的環境

- ・ 図の更新※

【第2節】社会的環境

- ・ 図の更新※
- ・ 村上市の合併経緯を追加

【第3節】歴史的環境

- ・ 村上市の歴史に関わる主な人物について、時代順に並べ替え、肖像画等の写真を追加

【第4節】文化財の現状と特性

- ・ 図表の更新※
- ・ 文化財について、建造物、活動の順に並べ替え説明文を整理
- ・ 未指定文化財について追加
- ・ 市の特産品、工芸品、菓子・料理等を追加
- ・ 日本遺産について記載

第2章 村上市の維持向上すべき歴史的風致

【第1節】歴史的風致の分布状況

- ・ 市内の歴史的風致の分布図を追加

【第2節】歴史的風致の内容

- ・ 歴史的風致について、由来・歴史的背景、建造物、活動、まとめの順に説明文を整理
- ・ 建造物については50年以上経過している根拠、特徴や構造形式を追加
- ・ 入手した古写真の追加

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する課題と方針

【第1節】歴史的風致の維持及び向上に関する課題

- ・ 第1期計画の成果と課題を追加
- ・ 火災に関する課題を追加

【第2節】上位計画及び関連計画における歴史的風致維持向上計画の位置づけ

- ・ 第1次村上市総合計画を第3次村上市総合計画に更新
- ・ 村上市マスタープランを平成22年度版から令和5年修正版に更新
- ・ 村上市文化財保存活用計画、第3次村上市観光振興計画、史跡村上城跡保存活用計画、村上農業振興地域整備計画を新たに記載

【第3節】歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

- ・ 基本方針を整理し、3つの方針を記載

第4章 重点区域の位置及び範囲

【第1節】重点区域の位置及び区域

- ・ 図の更新※
- ・ 歴史的風致の分布を説明、区域の位置に説明文を整理

【第2節】重点区域の設定の効果

- ・ 図の更新※

【第3節】重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

- ・ 図の更新※
- ・ 1期計画で実施した都市計画道路の廃止について記載
- ・ 史跡村上城跡保存活用計画との連携について記載

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

【第1節】文化財の保存及び活用に関する事項

- ・ 村上市文化財保存活用地域計画について記載
- ・ 文化財の防災に関する方針について、災害や火災のほか盗難についても記載
- ・ 文化財部局（文化行政推進室）の人員及び学芸員の専門分野を記載

【第2節】重点区域に関する事項

- ・ 2期計画で実施予定の事業について記載

第6章 歴史的風致の維持及び向上に必要な事項

【第1節】歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

- ・ 1期計画における事業の実績と2期計画で予定している事業を記載

【第2節】歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業

- ・ 2期計画で取組予定の事業を記載（1期計画から継続する事業を含む）

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

【第1節】歴史的風致形成建造物の指定の方針

- ・ 1期計画で指定した建造物を指定候補として改めて記載
- ・ 新規で指定候補となる建造物を併せて記載

【第2節】歴史的風致形成建造物の管理の方針

- ・ 体裁を調整

※図の更新については、下記の更新を各図において行った。

①データを最新版に更新

②方位と縮尺を追加

参考資料：「村上市歴史的風致維持向上計画（第2期）（案）」【資料3】

村上市歴史的風致維持向上協議会
会長 西村 幸夫 様

村上市長 高橋 邦芳

村上市歴史的風致維持向上協議会への諮問について

村上市歴史的風致維持向上協議会条例第2条の規定により、下記の案件を諮問します。

記

案件 番号	件 名
1	村上市歴史的風致維持向上計画（第2期）の認定申請について

(このページは空白です)

議事(2)

令和8年度の歴史まちづくりに関する取り組みについて

令和8年度の歴史まちづくりに関する取り組みについては、下記のとおりです。

記

★歴史的建造物の保存・活用に関する取り組み

- ・「村上城跡」等の文化財等の保存事業の継続と活用の推進【継続】
- ・伝統的建造物群保存地区指定に向けた検討【継続】
- ・歴史的風致形成建造物指定と指定候補の追加【継続】
- ・「歴史的風致形成建造物保存事業」の補助金交付要件の検討【継続】
- ・「歴史的風致形成建造物保存事業」の継続と普及啓発【継続】
- ・まちづくり団体等と連携した武家住宅や町家などの歴史的建造物の利活用の促進【継続】

★歴史的町並み環境の保全・形成に関する取り組み

- ・「建造物外観修景事業」「景観形成助成金事業」の継続と普及啓発【継続】
- ・関係行政機関と連携した町並み景観の保全事業の推進【継続】
- ・まちづくり団体と連携した町並み景観の保全活動の実施(＝団体からの補助金交付)【継続】
- ・商工関係団体と連携した空き家や空き店舗などの解消に向けた取り組みの実施【継続】
- ・無電柱化に影響のない路線の道路美装化の実施【継続】
- ・町並み景観に影響を与える電線等の地中化の実施【継続】
- ・歴史的建造物や町並み景観に影響を与える道路整備の見直し【継続】
- ・まちづくり協議会と連携した町並み景観の向上に向けた取り組みの促進【継続】
- ・夜間景観の向上に向けた取り組みの検討【継続】
- ・最も身近な災害である火災への対策と延焼・類焼防止策の推進【継続】
- ・まち歩き城下絵図の配布など観光客の周遊を促す取り組みの推進【継続】
- ・城下絵図など各種観光用の地図のデジタル化の推進【新規】
- ・黒塀通りに代表される歴史的町並み景観の高質化に向けた取組【新規】

★後継者等の育成・確保と地域力の強化に関する取り組み

- ・各地域のまちづくり協議会と連携した伝統的な活動の継承活動の促進【継続】
- ・教育機関と連携した歴史資源の普及啓発活動の推進【継続】
- ・歴史的な活動に対する誇りの醸成に向けた取り組みの推進【継続】
- ・空き家等への居住者誘導に向けた取り組みの推進【継続】
- ・村上の多様な食文化の継承に向けた取組の推進【新規】

●その他

- ・歴史的風致の追加に関する調査の実施【新規】
- ・伝統的建造物群保存地区の指定と関連した「建造物外観修景事業」の事業区域の検討【新規】
- ・歴史的遺構のデジタル化による新たな観光資源化に向けた取組【新規】

参考資料 議事（2）令和8年度の歴史まちづくりに関する取り組みについて【資料4】

参 考

○村上市歴史的風致維持向上協議会条例

平成 28 年 3 月 22 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、村上市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 法第 5 条第 1 項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第 5 条第 8 項の認定を受けた計画の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (3) その他歴史的風致の維持及び向上に関し必要な事項について協議を行うこと。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 協議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年村上市条例第 46 号）に定めるところによる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。